

記載要領等	申告期限前に寄託契約の契約期間の終了等があった特定美術品に係る新たな寄託に関する明細書
-------	---

《使用目的等》

この明細書は、租税特別措置法第 70 条の 6 の 7 第 1 項の規定（特定の美術品についての相続税の納税猶予及び免除）の適用に係る相続の開始の日からその相続に係る相続税の申告書の提出期限までの間に、同項の規定の適用を受けようとする特定美術品に係る寄託契約の契約期間が寄託先美術館の設置者からの契約の解除若しくは契約の更新を行わない旨の申し出により終了した場合又はその特定美術品を寄託された寄託先美術館が同条第 3 項第 7 号に掲げる場合に該当することとなった場合において、寄託相続人がその相続税の申告書の提出期限から 1 年を経過する日までに特定美術品を新寄託先美術館の設置者に寄託した場合に使用してください。

《添付書類》

新寄託先美術館の設置者との間で締結した寄託契約に係る契約書の写しその他の書類で「特定美術品をその設置者に寄託をしている旨」及び「その寄託をした年月日」を明らかにする書類